



### お知らせ版

#### 歯や口の無料相談 「イイ歯デーテレホン」

岩手県保険医協会歯科部会 ☎ 019-651-7341

岩手県保険医協会歯科部会では、電話相談を次のとおり実施します。

##### 【イイ歯デーテレホン相談】

- 実施日 11月6日(金)
- 受付時間 午前10時～午後8時(回答は夜7時以降となります。協会歯科医師より相談者にお電話します)
- 受付内容 歯あるいは口に関する悩みについて
- 相談料 無料
- 電話番号 019-651-7341(岩手県保険医協会イイ歯デーテレホン相談係)
- 問い合わせ 019-651-7341(岩手県保険医協会歯科部会)

#### いわて環境王国展 2009のお知らせ

岩手県庁環境生活企画室 ☎ 019-629-5324

- 日時 11月7日(土) 午前9時30分～午後5時  
11月8日(日) 午前9時30分～午後4時
- 会場 いわて県民情報交流センター「アイーナ」
- 内容 森永卓郎さん、見城美枝子さん、IBCアナウンサー神山浩樹さん・後藤のりこさんなどによる講演・トークショー、NPO・企業・行政などによる展示コーナー、エコキャンドル作り体験など
- 入場料 無料
- 問い合わせ 019-629-5324(岩手県庁環境生活企画室)

#### 県議会との意見交換会 「本音で語ろう県議会」

県議会事務局議事調査課 ☎ 019-629-6021

岩手県議会と県民との意見交換会「本音で語ろう県議会」が開催されます。この意見交換会は、県民が県議会活動に参加する機会を増やすことを目的に開催されるもので、県議会議員が出席し、県議会に対する意見や提言を伺います。

- 日時 11月19日(木) 午後6時30分～午後8時
- 会場 久慈地区合同庁舎(久慈地方振興局)
- 参加費無料、事前の申し込み不要
- 問い合わせ 019-629-6021(県議会事務局議事調査課)

#### いわて就職フォーラム が盛岡で開催されます

ジョブカフェいわて ☎ 019-621-1171

県内外の学生が岩手県の企業を知り、県内への定着およびU・Iターンにつながることを目的とした「いわて就職フォーラム」を開催します。

- 日時 11月23日(月) 午後1時～午後4時30分
- 会場 いわて県民情報交流センター「アイーナ」
- 対象 2011年/2010年3月に大学院、大学、短大、高専、専門・専修学校を卒業予定の学生
- 参加企業 岩手県の企業
- 内容 ・参加企業の個別説明会  
・就職お役立ちコーナー など
- 入場無料、応募書類は不要
- 問い合わせ 019-621-1171(ジョブカフェいわて)

### 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によるもの

(単位：%)

比率の名称	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
九戸村の数値	—	—	20.0	108.5
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

(注) 上の表中、「—」は実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを表示しています。

平成19年6月に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、毎年度、前年度の決算に基づく数値を公表することと規定された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）と資金不足比率について、前年度である平成19年度決算に基づく九戸村の比率を次のとおり公表します。

### 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によるもの

(単位：%)

比率の名称	資金不足比率
九戸村水道事業会計の数値	—
九戸村農業集落排水事業特別会計の数値	—
九戸村下水道事業特別会計の数値	—
九戸村索道事業特別会計の数値	—
経営健全化基準	20.0

(注) 上の表中、「—」は資金不足額がないことを表示しています。

#### 【解説】 「早期健全化基準、財政再生基準」と 「経営健全化基準」

上記の表に示す数値が、それぞれの表の中に示された基準以上となった場合には、財政健全化計画等の策定が義務付けられることになっていきます。

#### ■財政の早期健全化

自主的な改善努力による財政健全化  
・財政健全化計画策定（議会の議決）

・外部監査の要求の義務付け

・実施状況を毎年度議会に報告し、公表等を実施

#### ■財政の再生

国等の関与による確実な財政の再生  
・財政再生計画策定（議会の議決）

・外部監査の要求の義務付け

実質公債費比率 = 
$$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に} \text{係る} \text{基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に} \text{係る} \text{基準財政需要額算入額})}$$

※元利償還金：一般会計の借金返済金

※準元利償還金：特別会計（水道事業、下水道事業等）や一部事務組合（二戸地区広域行政事務組合等）への繰出金のうち、借金返済の財源に充てられたと認められるもの。

将来負担比率 = 
$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に} \text{係る} \text{基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に} \text{係る} \text{基準財政需要額算入額})}$$

※将来負担額：一般会計の前年度末における地方債現在高や退職手当支給予定額等

※将来負担額：一般会計の前年度末における地方債現在高や退職手当支給予定額等

- ・財政再生計画に係る国の同意手続
- ・地方債の制限
- ・再生振替特別債等
- ・公営企業の経営の健全化
- ・経営健全化計画策定（議会の議決）

#### 「実質公債費比率」

実質公債費比率は、起債する際、許可が必要かどうかを判断する基準の一つで、自治体の一般会計に占める借金だけでなく、出資する公営企業への繰り出しや、他の自治体と共同でつくっている一部事務組合などの借金なども反映させ、「より実態に近づけた指標」（総務省地方債課）として、平成17年度の地方財政状況調査（決算統計）から初めて導入されました。この比率が、18%を超えた自治体は、地方債の許可が必要で、今後の財務の見通しを示した適正化計画を提出しなければならぬこととされており、本村では、平成18年度からこの計画を策定しています。算式は上記のとおりです。

平成20年度に策定し、県に提出した公債費負担適正化計画による今後の推移は下表のようになっています。健全化指標の3ヶ年度平均実質公債費比率は、毎年度の起債発行額を元金償還額以下に抑制していくことにより、本年度をピークとして3年後には正常化される見込みになっています。

#### 「将来負担比率」

一般会計等が将来的に負担すべき実質的な負債額の標準財政規模に対する割合が将来負担比率です。算式は上記のとおりです。

	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24
実質公債費比率 (単年度)	208%	19.8%	19.3%	18.4%	17.5%	14.5%	13.9%	12.2%
実質公債費比率 (3ヶ年度平均)		18.7%	19.6%	20.0%	19.1%	18.4%	16.8%	15.3%